

**令和5年度 第1回静岡県環境審議会 会議録**

日 時	令和6年1月30日(火) 午後2時から3時29分まで
場 所	県庁別館8階第一会議室 A,B,C
出席者 職・氏名	<p><b>委員</b> (敬称略、五十音順) (委員：18名、特別委員1名)          浅見 佳世、井上 隆夫、今井 佳子、大石 哲司、小野寺 郷子、亀井 暁子、          木村 浩之、小杉山 晃一、小南 陽亮、近藤 多美子、齋藤 寛、勝呂 恭正、          鈴木 琢磨、谷 幸則、名倉 光子、藤川 格司、牧野 正和、山本 早苗、          蔵治 光一郎</p> <p><b>事務局</b> (県側出席者) (19名)          高畑くらし・環境部長、山田くらし・環境部長代理、光信くらし・環境部理          事、村松くらし・環境部参事、渡邊くらし・環境部参事、宮崎くらし・環境          部参事、伊藤くらし・環境部参事、杉本環境局長、栗田環境局参事、佐藤環          境政策課長、深江環境ふれあい課長、上家自然保護課長、佐々木鳥獣捕獲          管理室長、松野富士山・南アルプス保全室長、大坪生活環境課長、太田水資          源課長、望月盛土対策課長、片山廃棄物リサイクル課長、太田衛生課長</p>
議 題	<p><b>1 審議事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更</li> <li>・流域水循環計画の策定</li> </ul> <p><b>2 報告事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画部会審議結果</li> <li>・温泉部会審議結果</li> </ul>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度第3回静岡県環境審議会 次第</li> <li>・座席表</li> <li>・静岡県環境審議会 委員一覧</li> <li>・静岡県環境審議会 特別委員一覧</li> <li>・県側出席者一覧</li> <li>・静岡県環境審議会条例</li> <li>・審議事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更  <span style="float: right;">【資料 1-1, 1-2, 1-3, 1-4】</span></li> <li>流域水循環計画の策定  <span style="float: right;">【資料 2-1, 2-2】</span></li> </ul> </li> <li>・報告事項             <ul style="list-style-type: none"> <li>企画部会審議結果 <span style="float: right;">【資料 3】</span></li> <li>温泉部会審議結果 <span style="float: right;">【資料 4】</span></li> </ul> </li> </ul>

## 1 議事

### (1) 審議事項

- ・愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更
- ・流域水循環計画の策定

### (2) 報告事項

- ・企画部会審議結果
- ・温泉部会審議結果

## 2 審議内容

### (1) 会議成立の確認

委員 20 人中 18 人出席を確認。環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づき、会議成立。

### (2) 審議事項

- ・愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更

令和 5 年 8 月 21 日付けで知事から諮問のあった「愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更」について、自然公園部会長から審議内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) それでは、次第に沿いまして議事を進めます。円滑な議事進行へのご協力をよろしくお願いします。

本日は審議事項が 2 件あります。まず、審議事項として、「愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更」について審議を行います。これについては、審議を自然公園部会に付託しておりましたので、部会の審議結果について、自然公園部会長からご報告をお願いします。

(自然公園部会長) 自然公園部会長です。よろしくお願いします。

資料 1-1、1-2、1-3、1-4 に従いまして報告いたします。特に資料 1-4 の PowerPoint のスライドを見ながら説明を聞いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、「愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更について」自然公園部会から報告いたします。

スライド番号 2 番をご覧ください。自然公園部会は、昨年 10 月 17 日に、部会員 11 名中 9 名の出席により開催いたしました。第 2 回環境審議会において県から諮問され自然公園部会へ付託された事項は、「愛鷹山自然環境保全地域における保全計画の一部変更」です。内容は、「区域の追加」「保全施設計画の変更」の 2 項目になります。スライド 3 番になります。

続きまして、スライド 4 番をご覧ください。それでは、部会での審議内容についてご報告いたします。まずは「区域の追加」についてご報告いたします。裾野市須山地区にある既存の普通地区に隣接し、自然度の高い環境があったため、区域への追加が可能か審議を行いました。

続きまして、スライド 5 番をご覧ください。また、管理図面と実際の区域にずれが生じていたことから、林野庁の図面等に合わせて修正を行ない、面積についても林野庁の国有林台帳と整合を取りました。その結果、先ほど説明しました区域の追加と合わせて全体で 104ha の増加となりました。こちらの表でいいますと、現行が(A)、変更後が(B)、

増加分が一番右の列になります。右下のところに「104ha」とありまして、こちらが全体での増加分ということになります。

次に、「保全施設計画の変更」についてご説明いたします。愛鷹山自然環境保全地域には、保全地域の概要を周知する説明板と、保全地域の区域を示す保全標識が設置されています。説明板と保全標識は、現在 21 基を設置しておりますが、設置場所が重複している箇所はそれぞれ 1 基を廃止しました。また、山頂や駐車場等利用者の多い場所や普通地区と特別地区との境界には、新たに説明板と保全標識を設置することといたしました。この見直しに伴い、説明板と保全標識の基数は、現行の 21 基から 30 基に変更することになりました。以上が、愛鷹山自然環境保全地域保全計画の見直しについて審議した内容となります。

続きまして、スライド番号 7 番をご覧ください。先ほどの内容について部会で審議した結果、自然環境の適正な保全を図るため、愛鷹山自然環境保全地域は、区域の追加、保全施設計画の変更について、諮問のとおり適当であるとの結論を得ました。

なお、審議の中では、現地調査で確認された希少動植物の情報は、今後の保全地域の見直しやレッドデータブックの改訂などに重要なデータとなるため、整理しておく必要があるとの意見がありました。

続きまして、部会審議後にパブリックコメントを実施しましたので、その結果について事務局から説明いたします。事務局、よろしくお願いいたします。

(自然保護課長) 事務局から、パブリックコメントの実施結果についてご説明いたします。着座で失礼いたします。資料 24 ページ、スライド 8 をご覧ください。

実施期間は、令和 5 年 12 月 1 日から令和 5 年 12 月 28 日までの約 1 か月間で、5 人の方から 11 件のご意見をいただきました。

なお、前回の環境審議会で諮問した際に、「パブリックコメント実施時の希少種情報の取扱いについては配慮が必要」とのご意見をいただきましたので、部会でご確認をいただいた上で、希少種情報の表記は種名でなく種数でパブリックコメントを実施いたしました。

スライド 9 をご覧ください。いただいたご意見は、計画書全体に関するものが 1 件、「区域の追加」に関するものが 1 件、「保全施設計画の変更」に関するものが 5 件、その他が 4 件という結果となりました。

スライド 10 番をご覧ください。いただいたご意見につきまして、各区分、代表的な意見をご紹介します。まず、「計画書全体」に関するご意見としましては、愛鷹山自然環境保全地域の名称変更についてご意見をいただきましたが、現状のままといたしました。続いて、「区域の追加」に関するご意見として、「長泉町の既存保全地域に隣接する箇所の森林地帯は原生林の状態のため、保全地域に追加してほしい」とのご意見をいただきました。このご意見につきましては、森林地帯の原生林部分は既存保全地域に接しておらず、既存保全地域と併せた一体的な管理が困難となります。このため、追加箇所とその周辺を含めた一体的な調査を行った上で、原生林部分とその周辺の状況などを把握した上で区域への追加が可能かどうかを検討する必要があるため、今回の見直しの際に追加について検討してまいります。

スライド 11 をご覧ください。続いて、「保全施設計画の変更」に関して、特別地区と普通地区の境界の標識について、「登山道沿いにも保全標識を設置したほうがよい」とのご意見をいただきました。

スライド12をご覧ください。このご意見につきましては、登山者への周知を図るため、赤丸で示す箇所に保全標識の追加を検討いたしました。赤丸で示す箇所は、いずれも富士市側から愛鷹山の稜線に続く登山道であり、保全標識を設置することで登山者への周知を図ることが可能と考え、3基追加することといたしました。

なお、保全標識の追加に当たり自然公園部会の皆様のご了承をいただいております。先ほどの部会長からの説明は、この内容を反映したものをご報告させていただいております。

スライド13をご覧ください。最後に、その他のご意見として、貴重な動植物とクマと人のすみ分けについてご意見をいただきました。

県といたしましては、自然環境保全地域に指定することで、クマやブナなどの貴重な動植物を保護することができ、結果として動物と人との生活圏をすみ分けることにつながると考えております。以上で説明を終わります。

(会長) ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。

(委員) 若いときには越前岳にも登ったことがあるんですけども、現在の登山者数がどのぐらいかというのは、大まかな数字は分かるのでしょうか。

(自然保護課長) ご質問ありがとうございます。

申し訳ございませんが、登山者数は、こちらでは把握してございません。

(委員) 結構です。ありがとうございます。

(会長) 大まかでもいいから、利用者数が欲しいですね。どれぐらいの利用があるのか。

(委員) しっかりと標識や何かを立てる以上は、どのぐらいの人が利用しているのかというのが気になりました。以上です。

(会長) ありがとうございます。ほかに、ございますか。

(委員) 1つ教えていただきたいのですが、このパブリックコメントにあった「保全地域に隣接している池ノ平北部の森林地帯」というのは、この資料の地図の外でしょうか。この地図でいうとどこら辺になるか教えていただきたいのですが、もうこの地図よりずっと外れたところにあるとか、この場所は具体的に私はよく知らないものですから、教えていただきたい。

(自然保護課長) 資料のページでいきますと23ページ、スライド6のところをご覧くださいませでしょうか。そちらのほうの右側の、町でいきますと長泉町になります。こちらの絵に描いてある、ちょうど右のところになります。

(委員) 何か指していただいたほうが。

(会長) これが池ノ平?

(自然保護課長) そうですね。池ノ平という、裾野市とちょうど接しているところになります。

(委員) 分かりました。これは、地図だと近いように見えますけど、接してはいないということですね。

(自然保護課長) そうですね。直接的には接してなくて、一部ちょっとほかの森林が入りまして、そこでブナがあるという形になります。

(委員) ああ、なるほど。これは、一応今後検討するという。

(自然保護課長) そうですね。今後また、そこの植生状況とかを面的に調査をしていきまして、次回の更新の際には追加を検討していきたいと思っております。

(委員) これは意見によると、何か原生林のまま残っていると書いてあるのですが、実際そういう状態のいい森林であると考えてよろしいでしょうか。

(自然保護課長) 一応こちらで航空写真とかいろいろ確認しまして、ブナ林というふうに確認しております。

(委員) 分かりました。そういうことであるならば、せっかく残っているところであれば、また次の機会にでも検討していただければいいのかなと思います。

あと、すみません。もう1点よろしいですか。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) 部会委員の意見の中に、「希少動植物の情報は、きちっとデータで整理して残しておく必要がある」という意見がありましたが、これに限らず、県の中でこういった同様な機会でも、希少動植物の分布ですとか生息状況をいろいろ調べられていると思いますけれども、そういったデータというのは、例えばまとめて何かデータベースで保管しているとか、そういうことはあるのでしょうか。

例えば後々まとまって何かまたレッドデータブックに反映させる等で専門家の方が分析されるときに、あちこちに散逸しているとなかなか利用しにくいというところがありますので、ここで委員からの意見として言われているような、こうしたデータというのは、何か一括して管理して保存して使えるようにしておくといったことはあるのかどうかというのを、教えていただきたいと思います。

(自然保護課長) ありがとうございます。県のレッドデータブックにつきましては、まず冊子にしております。あわせて、そのデータを、PDFになります。そちらを今ホームページのほうで公開しております。ですので、現状そのデータがデータベース化されているかといいますと、できておりません。ただ今後、やはりデジタル化をしていき、いろんな活用をしていければと思っておりますので、そのようなことを検討してまいりたいと思っております。

(委員) 分かりました。PDFになっているということは、電子データがどこかにはあるという。

(自然保護課長) ホームページのほうでご覧になれるかと思います。

(委員) ホームページで外部の人は見られますが、その元データというか、公開しているデータの基となっているデータはどこかにはあるということですか。

(自然保護課長) すみません。もう一度よろしいですか。

(委員) 結局公開されて、外部の人はPDFでデータが見られるようになるのは大変結構なことなんです。そうやって公開しているということは、その基となっているデータがどこかの部署で保管されているのではないかと思います。そこら辺はどうなっているのでしょうか。

(自然保護課長) データの基は当課のほうで保管しております。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ほかにございますか。

(委員) 委員と全く同じ2点につきまして、まずスライド10のほう。次回の見直しの際に原生林を追加するということですが、今回は、お聞きしましたところ10年後だと。予算がないので、それまではしばらくできないということなんです。せっかく原生林であるならば、幹が太いということ、あるいはブナが優占しているということから原生林だということが分かりますし、地図を見せていただきましたところ、本当に面してはいない

けど接してはいます。そんなに面積も大きくないので、次回と言わずに、できるだけ早い機会に一体化していただけたらと思います。予算の部分に関しましては、詳細な調査を行うまでもなく原生林かどうかの判断で十分じゃないかと思います。まずこれが1点。

それからもう1点は、スライド7番のほうです。これは、「現地調査で確認された希少動植物の情報」ということですが、これも部会のお聞きしましたところ植生図を作成されていらっしゃるということで、植生図はやはり基本となってきますので、動植物の情報のみならず、植生図についてもデータをしっかりと整理していただきたいですし、せっかく静岡県はWeb GISが先進県として発達していますので、土地にひもづいた植生図の情報というのはアップしていただければいいんじゃないかと思います。

以上です。

(自然保護課長) ありがとうございます。まず、追加のブナ林の原生林の件ですが、こちらにつきましては、特別地区として追加をしていきたいと考えておりますので、そうすると特別地区とのつながりというのがやっぱり重要となってきますので、そこはしっかりと周りとの調査も含めて対応していきたいと思っております。

植生図につきましては、おっしゃるとおりデジタル化のほうに反映していきたいと思っておりますので、そこはしっかりと管理していきたいと思っております。

(会長) よろしいですか。

(委員) はい。

(会長) 今のは審議結果には直接に影響ない話ですよ。追加という話でよろしいですかね。

(委員) 大抵のことは分かったんですが、一般的なことすみません。説明板と保全標識ですが、改良されるということでしょうか。というのも、例えば登山される方とかでも海外の方が来られたりとか、多分色々な形で情報が必要だと思うのですが、今までどおりの標識で伝えることができるのか、見直し等、そのようなことはされているのかということ。また、登山口のところは保全標識を追加されるということですが、そこも説明板があったほうがいいのではないかと思ってしまうのですが、そういうのはどういう判断でその説明板と保全標識をつけるというようなことを決められたのか教えてください。

(自然保護課長) まず、説明板と保全標識の考え方なんですけれども、保全標識といいますが、これは「ここが自然環境保全地域です」という、本当にその情報だけです。そこで、今自分がいるところがそういう場所であるということを確認していただくというのが保全標識になります。

もう1つが説明板なんですけど、そちらは、今回お示しした図面のような形で全体の絵を示しまして、「このエリアが自然環境保全地域で、こういう目的で設置しています」という情報を説明するものとなっております。ですので、人がある程度集まる場所とか、そこから起点となって歩き始めるとか、ある程度集合的な場所に設置することを意識してその配置を考えてございます。

(委員) 登山口は人が集まる場所ではないということですね。

(自然保護課長) 登山口も、このところはいろいろな登り方があるものですから、そこも踏まえて考えてございます。

(委員) 言語についてはどうですか。

(自然保護課長) 言語はですね、どこまでの大きさのものにするかというものもあるもので

すから、もちろんおっしゃるとおり、今の多言語化というのはしなきゃいけないなと思っております。ただ、現状としましては、日本語だけとなっております。今のご意見も踏まえて、新たに設置する等考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

(委員) お願いいたします。

(会長) 何か、パブリックコメント以上にいろいろと注文が来ているんですが。部会長、どうですか。これをいただいて。

(委員) 前もって、パブリックコメントにご意見を入れておいていただければ、もっと議論できたのではないかと思います。それから、多言語化についてですが、特に愛鷹山は富士山がよく見える場所ですので、外国からの観光客が益々増えてくることも予想されます。よって、外国語の説明板も必要にいかと思います。とはいえ予算も限りがありますので、例えばQRコードを説明板に貼っておいて、携帯電話でサイトを見てもらうことも可能かと思います。その方法でしたら、後からサイトにて言語の種類を増やせます。そういう工夫でしたら十分にできるのではないかと感じました。ご検討のほど、よろしく申し上げます。

(自然保護課長) ありがとうございます。

(会長) ナイスコメントです。ありがとうございます。ほかにもございますか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですので、お諮りします。

本案件については、部会報告書の結論のとおり、私から知事宛てに答申することとしてご異議ございませんか。ネットのほうでご異議のある場合は、「挙手」ボタンにてお知らせください。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、それではそのように決定いたします。どうもありがとうございました。

・流域水循環計画の策定について

令和5年6月2日付けで知事から諮問のあった「流域水循環計画の策定」について、水循環保全部会長から審議内容の説明後、質疑応答が行われた。

(会長) 続きまして、審議事項として、「流域水循環計画の策定」について審議を行ないません。これについては、審議を水循環保全部会に付託しておりましたので、部会の審議結果について、水循環保全部会長からご報告をお願いします。

(水循環保全部会長) 部会の審議結果についてご報告させていただきます。お手元の紙資料では、資料2-1、2-2とございますが、2-1のほうは報告書ということでございますので、今から資料2-2のスライドに沿ってご説明いたします。

当部会は、「流域水循環計画の策定に当たっての基本的な考え方」について付託を受けましたので、「計画の構成」「策定流域の設定」「計画の策定順」等について、昨年8月から今年1月までの間に3回部会を開催して審議を行なってまいりました。審議の結果を取りまとめたものが、お手元の資料2-1の報告書のほうでございます。今からスライドでご説明をさせていただきます。

最初に、審議内容についてご説明いたします。審議したのは大きく3項目になります。まず、(1)「計画の構成」については、事務局から、現状と課題を整理し、流域ごとに理念や将来目指すべき姿を定めること。健全な水循環の維持または回復に関する目標を定め、目標を達成するために実施する施策を記載すること。各施策は指標を使って評価することなどの説明があり、事務局案に賛同いたしました。

次に、(2)「策定流域の設定」については、事務局から、一級河川や主要二級河川の水系を基本単位として、地下水や利水の状況等を考慮し8圏域に区分する案が示されました。これに対して、委員からは、策定流域の設定については特段意見はありませんでしたが、「計画策定時には、策定流域の外で水を利用している者の意見も考慮すべきである」との意見がありました。

最後に「計画の策定順」については、事務局から、圏域の現状を示す指標を点数化し、傾向や地域特有の課題を加味して緊急性の高さを評価する方法が示されました。これに対して、委員から、「指標を増やし、緊急性1位の指標の数が多い圏域を緊急性の高い圏域と評価する方法がよい」との意見もございまして、2つの方法について比較検討してまいりました。

また、個々の指標については、各委員から、専門的知見に基づいて、指標の選定・評価に関する多くの意見が出され、それらの意見を踏まえて指標を整理したところがございます。

「結論」ということですが、まず最初に「計画の構成」については、スライドの表に示したような構成にしたいということですが、その理由といたしまして、流域水循環計画というのは、山間地域、農村地域、都市地域で個別に実施している施策を流域全体で共有し、流域が抱える課題に対し連携して取り組むことで人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた健全な水循環の維持、保全・回復を図ることを目標に策定し、流域の経済活性化、地域振興等に寄与するものであります。このような流域水循環計画の趣旨を踏まえ、計画には、流域の現状と課題、理念や将来目指すべき姿を示し、それらを踏まえて健全な水循環の維持または回復に関する目標を設定した上で、目標を達成するために実施する施策を定めることが適当であると。



また、計画策定後に、水循環の現状や計画の進捗状況を評価できるようにするため、健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表わす指標を設定することが適当であるという考え方により、この表のようにすることが妥当であるという結論に至りました。

続きまして、次のスライドですけれども、「策定流域の設定」についてでございます。流域水循環計画は水循環を対象とする計画ですので、相当程度広い流域・地域を対象とすることが望ましいものです。また、県が策定する計画であることを考慮すると、策定流域は、単独の河川流域ではなく、一級河川や主要な二級河川の水系を中心とした複数の河川を包含する地域を基本単位とするのが妥当と考えられます。その上で、流域水循環計画は、健全な水循環、すなわち人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環の保全、回復に関する施策の効果的な推進を図るために策定するものですので、流域設定に当たっては、自然の状況だけではなく、地下水の規制地域、農業用水等の利用範囲等の人の活動による水の利用状況も考慮すべきであります。このような考え方により策定流域を設定したところ、この図に示すような8つの圏域に分けるのが妥当であるとの結論に達しました。

最後に、「計画の策定順」でございます。静岡県水循環保全条例は、「流域水循環計画は、健全な水循環の保全を図る緊急性が高いと認められる流域から順次に定めるものとする」と規定しています。健全な水循環は、「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環」と定義されていますので、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれていない流域が緊急性が高く、そのような流域から計画を策定していくこととなります。それでは、どのようにして緊急性をはかるかということですが、水循環保全部会としましては、流域の現状や傾向・課題を点数化して評価する方法が妥当であると考えました。事務局からは、圏域の現状を示す指標を点数化し、傾向や地域特有の課題を加味して緊急性の高さを評価する方法が示されましたが、審議の結果、傾向についても現状と同じく指標を点数化して評価することに修正した上で、26個の指標まで増やして、多様な観点から評価できるようにしました。具体的には、まず、「水質」「水量」「災害・治水」「自然環境」「暮らし」という5つの分野において、現状や傾向を評価する指標をそれぞれ複数個選定し、点数化し、基礎点とすることになりました。

次に、流域の課題を1課題当たり10点として点数化し、課題点としました。この課題点は、圏域特有の課題を点数化するためのものですので、全圏域共通の課題は対象といたしません。また基礎点との二重評価にならないよう、基礎点で評価した課題も対象といたしません。このようにして基礎点と課題点を算出し、最後に基礎点から課題点を引いて総合点が低い圏域を緊急性が高い圏域として評価いたします。

次のスライドには評価する指標の詳細について示しておりますが、分類については先ほど申し上げた5つの分野がございまして、それぞれ項目というのを設けて、その項目を評価する指標というのを、さらに1つないし複数個設定し、指標の数は全てで26ということになってございます。この26指標については部会の委員の意見を踏まえて選定しております。

次のスライドは、「評価に加味する流域の課題」ということですが、こちら「水質」「水量」「災害・治水」「自然環境」「暮らし」それぞれ流域の課題がございしますので、この表に示したような課題を加味して減点をいたしました。なお、この表で8圏域全てに「○」がついている課題もあるわけですが、それは8圏域全て共通です

ので優劣に無関係ということで、減点の対象とはしておりません。

続いて、次のスライドで、今説明したような点数の評価方式を仮に採用したとすると、8圏域の基礎点は表に示したような点数になり、そこから課題点を引くことによって緊急性の点数というのが出まして、この点数が低い順に序列を仮につけてみると、赤い数字で書かれているような数字になるということをごさいます、第1位が浜名湖圏域、第2位が太田川圏域という順番が出てくるというのを、参考までに最後に申し上げます。

続いて、最後にですけれども、実際に計画を策定するに当たっての留意事項について委員から意見がありましたので、ご報告いたします。

1点目は指標の設定についてですが、今回の審議では、緊急性評価にふさわしい指標という観点から、先ほどの6番あるいは7番のスライドでお示した指標を選定しているわけですけれども、流域水循環計画に掲載する指標というのは、計画の進捗状況を管理するのに適する指標を掲載することになりますけれども、今回緊急性評価のために使った指標や各圏域の課題を評価できる指標の中から選択することが望ましいというふうに考えます。

2点目は利害者の意見の考慮ということでございますけれども、皆さんご存じのように、水の利用範囲というのは策定流域にとどまるものではないということがありますので、水が策定流域の範囲を超えて利用されているような場合は、個々の計画を策定するに当たって流域の範囲を超えて水を利用している者の意見を考慮することが望ましいというふうに考えたということであります。

水循環保全部会の審議結果の報告は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。指名後、ご発言の際にはマイクをオンにしてください。では、お願いします。

(委員) よろしいでしょうか。

(会長) お願いします。

(委員) 「評価に加味する流域の課題」の表がありますが、その中で「自然環境」に関して、「森林の荒廃による水源涵養機能の低下及び荒廃森林の再生」というのと、それから2番目の「河川から排出された流草木による漁業被害及び魚道の改修」。この2点について、課題として挙げられるということは、過去に何かそういった心配される事例、あるいは現在そういったちょっと不安な事例等があるということなのか、あるいは将来において予測されるので挙げているのか。そこら辺を教えてくださいたいんですが。

(水循環保全部会長) ご質問ありがとうございます。たまたまですけど、私、森林を専門として研究している者でありますので、私のほうから説明させていただくと、この2つの課題については8圏域全てに「○」がついておりますので、全ての圏域に共通する課題として挙げさせていただいております。まず森林の荒廃というのは、そもそも木材を生産するために植林されたスギ・ヒノキを中心とする人工林が本県には広く分布しているわけですけれども、そういう人工林が、木材価格の低迷や所有者のやる気の喪失等、様々な原因によって、間伐しなければならぬ時期が来てもされずにそのまま放置されているというような事例が各地で起こっており、そのような人工林の間伐遅れに伴って、一本一本の木がものすごく背が高くなって、太さも細くなり、大雨のときに非常に崩れやすくなったり、あるいは保水力が低下したりするといったことが指摘されています。それによって、自然環境として望ましくない状態になっているということでもあります。

次に、河川からの流草木による漁業被害でございますけれども、こちらは、先ほど申し上げた森林の荒廃状況を踏まえて、大雨が降ったときに河川に流出してくる流木等の量は増えてきておりまして、そういうものは、これまでももちろん土砂とかも出てきていたわけですが、さらに流木が出てくることで、それが場合によっては海まで到達して漁業被害が起きると。あるいは河川の途中の堰等に詰まるといったような現象が見られるということで、そういう課題がやはりあるということでここに記載しているということでもあります。

(委員) 分かりました。この計画が水循環に関する計画なので、森林に関しては水源涵養機能が大きな要素だと思いますけれども、課題として挙げるということは、それを何かで課題が解決された、あるいは改善した、あるいは悪くなっていないとか、そういう評価をすると思うんですけど、それは、その前の「評価する指標」のどれかで評価していくということよろしいでしょうか。

(水循環保全部会長) 課題を設定し評価するというプロセスは、今回8圏域を提案させていただいて、その8圏域それぞれの計画を策定するに当たり改めて検討されることかと思っておりますけれども、この2つの課題については8圏域全てに「○」がついておりますので、8圏域のいずれでもこういう課題があるということは、水循環に対する課題として指摘されているものだと承知しております。ですので、どの圏域であったとしても、恐らくこの森林の荒廃、あるいはその森林から流出する流木等による課題と、それを解決する施策ないし目標が設定されて、その目標の達成状況が評価されるという形になると予想しているわけですが、そのためには様々なデータがまず必要で、そもそも荒廃している森林というのは全体の森林のどれぐらいの面積があるのかとか、大雨が降ってきたら河川にどのぐらい流木が出てくるリスクがあるのかといったことが、そもそもバックグラウンドデータとして評価される必要があって、まずそういう基礎的な情報が今あるかないかということと、もしないんだったら、そういうものを測定しなければならぬということから議論を始めるというふうになるのかなというふうに想定しております。

(委員) 分かりました。これについては、これからそれぞれ具体のところを計画されていくということで理解いたしました。細かい点ですが、1つだけ。その2番目に「漁業被害及び魚道の改修」とありますが、「漁業被害」までが一区切りで、漁業被害と魚道の改修は別物ということよろしいでしょうか。

(水資源課長) これは、今回の諮問までに、水循環保全部流域対策検討部会で、県の関係各課が課題として整理したものです。今のご質問につきましては、「流草木による漁業被害及び魚道の改修」というのは、両方ともに河川から排出された流草木による被害ということで認識しております。

(委員) ごめんなさい。すごく単純な質問をしているんです。「漁業被害」で一区切りがついて、「と魚道の改修」で、漁業被害と魚道の改修は関連して考えているわけではなくて、それぞれ別のものと。

(水資源課長) 別物です。

(委員) それだけで結構です。どうもありがとうございました。以上です。

(会長) ありがとうございます。ほかに、ございますか。

(委員) 部会に参加していた者が発言するのは大変恐縮ながら、スライド9の(4)がどうして出てきたのか。(4)の「指標の設定」で、今回使った指標を選択することが望ま

しいというのは、「私、寝てたのかな」と思ったぐらいで、私は今回使ったものを使うことが適しているとは全く思っておりませんし、その旨は、「今回は優先順位を決めるということですので、この指標で構いません。ですが、これらの指標をそのまま次回以降、圏域それぞれの課題、あるいは評価指標として使うのは望ましくないと思います」ということを事務局にはお伝えしておりました。

例えばレッドデータの記載種なんかでも、陸域の高山植物なんかをここに書いてもしょうがないので、参考に挙がっていた宮城県の例ですと水生動物のレッドデータとかというのを使っておりまして、やはり水に関係あるものを取っていますので、いきなりここで用いた指標を使うというのは、部会からの報告の本文のほうには一切載っていないので問題ないと思うんですが、このスライド9が独り歩きすることについてはちょっとどうかなという気がします。

(水循環保全部会長) ありがとうございます。まず、報告書資料、資料2-1の32ページをご覧ください。今スライド9番に記載されているのは、この32ページの(4)の最初の段落に書いてあることに相当しておりますので、部会の中でこの報告書を認めていただいているときもこの文言は入っていたと私は認識しております。

それで、これはあくまで望ましいと言っているだけで、これが望ましいという意見を申し上げたのは私なんですけれども、別にそれ以外の指標を入れるべきではないと主張しているわけではございませんので、それ以外の指標を使うことを排除しているつもりは全くございません。なぜ「望ましい」と書いてあるかということ、優先順位を議論するときに使った指標でありますので、その優先順位が一番高いところから先にやろうというような条例の趣旨に鑑みると、やはり優先順位が高いと評価された指標を、最初に緊急性が高い項目として計画の中で議論していくべきではないのかなと考えたという単純な理由でありますけれども、もちろん各圏域において、それぞれ、「今回取り上げていないけれども、より重要な指標というのはあるよ」という議論は当然あり得ると思いますので、そういうものも当然同列に考慮しながら各圏域で水循環計画というものがつくられていくものかなというふうに考えるところであります。

(会長) どうですか。

(委員) 部会長の趣旨はよく理解できましたが、各圏域で具体的に検討される際には、これにとらわれることなく、ぜひともしっかりと圏域ごとの検討を進めていただきたいと願っております。

(会長) ありがとうございます。この報告書自体については、これで文言としてはいいということでしょうか。ほかにございますか。お願いします。

(委員) 基本的には部会の考えに私は賛成でございます。今回、非常に難しいなと感じたのは、緊急性という、妥当な表現ではあるのですが、これを数値化するという点について、非常に微妙な問題が生じているのかなと感じました。先ほどのご質問にあるとおり、私自身は、今回の指標というのは、よりベターなもので、最初の一手としては正しいものと感じますが、今後どういう形になっていくのかなということで2点ほど教えていただきたいと思っております。

1点目は、この緊急性の評価方法。38ページのスライドの5番になると思うんですけれども、これを今後変更するという予定はあるのでしょうかということです。例えば本県ですと、2021年の7月に伊豆山地域で土石流の災害がありまして、こういう災害に関しましてはまだ記憶に新しいところだと思うんですね。こういう災害の可能性、蓋然性と

というのは、39 ページのスライドの7番を見ますと、全ての流域においてその可能性はあるということで、流域に優劣がついておりません。ですから、今後、災害が起きたところに関して重点的に何らかのこういう流域対策を施策として推し進めていく意味でも、この指標については今後どういう形で運用していくのかということについて疑問に感じました。ですから1点目は、この緊急性の評価方法について、改定あるいは検討をする余地がありますかということです。

もう1点ですけれども、今回は静岡県の水循環保全条例に基づいて、この計画策定を進めていくと理解しております。この保全条例の中で、40 ページのスライドの9番。今ちょうどお話に上がったところだと思えますが、このスライドの9番にありますとおり、利水者の意見の考慮というところがあります。保全条例の第3章の中にも、利水者の意見だけではなくて関連市町長の意見等を聞くということが記載されていると思うのですけれども、こういう計画策定というのは関連市町も独自に進めていることがあるのではないかと思います。

静岡県自身は、南アルプスから駿河湾まで非常に多様な生態系に富んだ地域でございまして、それに伴って各市町で適した保全計画なりがあると思うんですね。こういう形で、県のほうも流域の計画策定に当たって非常に推進するというのは大変ポジティブでよいことだと思うんですが、市町との情報共有をしっかりとしながらより効率的な環境施策を推進する上でも、市町との意見交換というのは大事なのではないかと思います。

ですから2点目としては、地域の市町と、どういうタイムスケジュールで意見を交換していくのかというようなことについて教えていただければと思います。以上でございます。

**(水資源課長)** まず1点目の質問です。38 ページのスライド5の、緊急性の評価方法を改定する余地があるかというご質問ですけれども、現段階では、この評価方法を改定するといった予定はございません。全8圏域の計画の策定順位を本日ご提示しておりますけれども、早期に圏域全体の計画策定を完了する予定でありますので、特殊事情がなければ、ご提示した策定順に基づき、速やかに計画策定を進めていきたいと考えております。

2点目の、40 ページのスライド9、水循環計画を定めるときの意見調整についてです。

この流域水循環計画の策定に際しましては、関係市町や利水者等を構成員とする流域水循環協議会という組織を設立して、その中で、皆様と意見交換、議論をしながら計画策定を進めていくこととしております。そのため、市町や利水者の意見は十分にしっかりと計画に反映していくものでございます。

また、これとは別途、ご指摘のありました条例15条第3項に定める市町長への意見照会といった手続も踏むようになっておりますけれども、計画案を作成した段階で市町長に対して文書で正式に意見照会をするといったプロセスで、この計画を策定していく考えでおります。以上でございます。

**(委員)** ありがとうございます。

すみません。1点補足させていただきたいことがございます。

**(水循環保全部会長)** 今、先生は、1点目のほうで、特に土砂災害に関して熱海の土石流災害も起きたということ为例示されたわけなんですけれども、そのときに、7枚目のスライドの「災害・治水」というところは全部「○」がついているということだったんですが、その前の6枚目のスライドでは、「災害・治水」というところにそれぞれ指標を幾つか設定しておりまして、例えば「土砂災害発生件数」とか「被災家屋棟数」とか、「土

砂災害危険箇所整備率」とか「県管理河川整備率」といった指標を設定しております。これらの指標については数値化できるデータがございましたので、それぞれについて、どういう数であるかを数値化して、「災害・治水」分野の点数として基礎点のところに加えてありますので、そういう意味では、土砂災害について8圏域全てが同等というスタートラインというふうにはしておりませんで、一応きちんと序列をつけたというふうに部会としては認識しているということですので、誤解のないようお願いしたいと思います。

(委員) 承知しました。部会の意見と少し重複するような形で質問させていただいたように感じております。回答に関しましては理解できましたので、どうもありがとうございます。以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ほかにございますか。

(委員) 今回お示しいただきました計画の策定案については特に反対意見はありませんが、1つ教えていただきたいのですが、流域の区分についての考え方です。大井川と菊川が同じ流域として扱われていますけども、こちらは河口が違うという認識でいますが、この同じ流域という扱いは、何か理由はあるのでしょうか。

(水資源課長) 大井川と菊川に関しましては、農業用水ですとか、あるいは水道の関係で、おっしゃるとおり水系としては違うんですけども、利水の関係で非常に密接な関わりがあります。大井川の水が菊川に注水されて流域内で利用されているので、これも部会では委員の方からご質問があつて議論されてきたことなんですけれども、今申し上げたような考え方で、この圏域設定でご承諾をいただいているところです。

(委員) ありがとうございます。もう1点、教えていただきたいのですが、特に富士川と天竜川に関しましては、県内に収まる河川ではなくて県外から流れ込んでくる河川ですが、いろいろな課題を評価されています。それは流域全体での評価なのか、それとも静岡県内の流域のみを評価されているのか、お教え下さい。

(水資源課長) これも、先ほどお話ししました県の流域検討部会のほうで認識している課題で、圏域によっては、他県に関するようなことも入っているということで承知をしております。

(委員) 流域全体を含めて評価しているという考え方でよろしいですか。

(水資源課長) はい。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ご意見も出尽くしたようですのでお諮りします。本案件については、部会報告書の結論のとおり、私から知事宛てに答申することとして、ご異議ございませんか。オンライン参加の方は、ご異議のある場合は「挙手」ボタンにてお知らせください。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、それでは、そのように決定いたします。

#### (4) 部会審議結果等の報告

##### ・企画部会審議結果

令和5年10月30日に開催の企画部会で審議された「第4次静岡県環境基本計画の進捗状況」について、環境政策課長から審議結果が報告された後、質疑応答が行われた。

(会長) それでは、次に報告事項に移ります。本日は部会からの報告事項が2件あります。初めに、「企画部会審議結果」について、環境政策課長からご報告をお願いします。

(環境政策課長) 私からは、「企画部会審議結果」についてご説明させていただきます。

資料の41ページ、資料3をご覧くださいと思います。またあわせて、お手元に配付させていただいております冊子の「しずおかの環境～令和5年版環境白書（概要版）～」。こちらの20ページ以降にも詳細を記載してございますので、併せてご参照いただければ幸いです。

企画部会では、昨年10月30日に部会を開催いたしまして、令和4年3月に策定いたしました第4次静岡県環境基本計画の今年度の進捗評価についてご審議をいただきました。現在の審議の状況でございますけれども、資料41ページの1の(1)「成果指標」を中心に、主な部分についてご説明をさせていただきます。

まず、表の評価の仕方でございますけれども、白書の19ページをご覧くださいと思うんですが、下段に評価区分の見方が書いてございますけれども、評価は全部で5種類ございまして、「目標値以上」から「A」「B」「C」、それから「基準値以下」までございます。「目標値以上」につきましては、現状の値が最終目標値以上のものを指してございます。

そして、「A」「B」「C」につきましては期待値というものを設けておりまして、欄外に記載しておりますとおり、基準値から中間目標値に向けて各年均等に推移した場合における各年の数値を期待値といたしまして、「A」評価は、現状値がその期待値の推移の+30%を超えて最終目標値未満のもの。「B」評価は、現状値がその期待値の推移の±30%の範囲のもの。C評価は、現状値が期待値の推移の-30%未満から基準値超えのものを指してございます。最後に、「基準値以下」というのは、現状値がそもそも基準値を下回っているもの。こういった区分に従いまして評価をさせていただきます。

そうした中で、1の(1)の「成果指標」でございますが、これは目標値に対する施策の効果の数値等により定量的に示す指標でございます。5つの区分ごとに合計で18の指標を設定しておりますけれども、18のうち14の指標が「B」以上ということで、78%が数値目標に向けましておおむね順調に推移しておるものと認識してございます。

「目標値以上」の評価のものとしたしましては、イの「循環型社会の構築」の中の「一般廃棄物最終処分量」、それから「産業廃棄物最終処分量」。そして、ウの「良好な生活環境の確保」の中の「地下水条例対象地域のうち、適正揚水量を確保している地域数」。それから、エの「自然共生社会の構築」の中の「県内の野生生物の絶滅種数」が「目標値以上」の推移となりました。これらは既に目標値を上回っておりますので、今後必要に応じて目標の上方修正等も行います。

それから「基準値以下」のものとしたしましては、アの「脱炭素社会の構築」の中の「森林の多面的機能を持続的に発揮させる森林整備面積」。それから、オの「環境と調和した社会の基盤づくり」の中の「新たに環境経営に関する制度に参加し取り組む事業者数」、そして「環境保全活動を実践している若者世代の割合」。これが「基準値以下」と

なっております。今後、目標達成に向けまして施策の見直しや充実化を図ってまいります。

それから、1の(2)の「活動指標」でございますが、これは各施策において計画期間中に取り組む具体的な内容がどの程度進捗しているかを示すものでございますが、これは51の項目がございまして、そのうち再掲を含む38の指標が「B」以上となっております。75%が数値目標に向けておおむね順調に推移をしております。

こちらの詳しい内容につきましては、白書の22ページ以降に記載されておりますので、またそちらもご参照いただければと思います。

そして、審議の中でいただいたご意見といたしましては、アの「脱炭素社会の構築」につきましては、政府において2030年代にはガソリン車の新車販売が廃止をされ、電動車100%の実現を目指すと言われておりますが、「そのときまでに電動車の充電設備が充実するかが大変心配である」と。「国の政策の問題かもしれないが、県はどのように対応していくのかも示していく必要がある」といったご意見。

それから、イの「循環型社会の構築」につきましては、「食品ロスやプラスチックの分別回収等は、各市町で取り組み方が非常にばらばらである」と。「県と市町は対等な立場なので指導することに難しいところはあるけれども、ぜひ県でも旗を振って市や町に働きかけを行なってほしい」といったご意見。

それから、ウの「良好な生活環境の確保」につきましては、「盛土や廃プラスチックといった問題は、住民だけではなく関係する事業者も非常に関心が高い」と。「県でも、環境局だけではなく様々な部局が関係すると思うので、きちんと連携を密にして対応してほしい」といったご意見。

それから、エの「自然共生社会の構築」につきましては、「公園の園庭や学校の校庭の芝生化をもっと進めてほしい」といったご意見や、生物多様性に関する「30by30」に向けましたOECMの取組に関しまして、「企業等が管理するものは拡大が難しい面もあるけれども、企業とも情報共有しながらしっかり取り組んでほしい」といったご意見。

それから、オの「環境と調和した社会の基盤づくり」につきましては、「脱炭素アクションアプリの『クルポ』はよい取組であるけれども、知らない人が多いので、もっと知っていただいて市民の意識や県民の意識を高めることが大事である」と。「それ以外にも県にはよい取組があるので、様々な機会を通して市や町にも下ろして幅広く共有していくべきである」といったご意見。

以上のようなご意見をいただいたところでございます。

以上が企画部会での審議の概略になります。私からの説明は以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。

(委員) 今回、ごみについて取り組んできました。今説明があったように、ごみの分別の仕方が各市町によって本当に様々であると。これは、やはり進んでいるところをしっかりと共有しながら、市町でできることから取り組んでほしいと思います。

掛川が日本一ごみの排出量の少ない市町の中に選ばれましたけど、本当に掛川は市民の意識が高いんですね。ごみを減らすということは、やっぱり一人一人の意識の問題というのもすごくあるので、行政も、それに対する指導というのも大変かと思うけれども、今この社会を考えると、本当にみんながこれに取り組まなければいけないことではないかなと思っております。



そして私たちも、今自分たちは何をしなければいけないかということでフォーラムでは報告をし、冊子にまとめているところです。ですので、その辺は各市町の方も大変だと思うんですけども、これは一人一人の問題として、あるいは地球規模の問題として取り組むことが必要かと思っております。

そして、「クルポ」の件なんですけれども、若い人たちはすごく長けていて進んでいるんですけども、「年寄りにはなかなか難しいよ」という意見が結構あります。「ダウンロードしてしまえば本当に簡単だからと言うけれども、そこまでが大変です」と。「今大多数を占める年寄りが、もう少し何かうまくできる方法ってないかしら」と。我々は、バスに乗れば座席の前にあるから、「1点もらったよ」とか共有しながら。

30ポイントで抽選でき、もう何度もやっているけど当たったことがないので、この辺がちょっとやる元気を損なうかなと思ったりもします。せめて5回に1回ぐらいは、そこまではちょっと無理かもしれないけど、10回に1回ぐらいは当たってほしいと思ったりしております。そんな関係で、意識を高めていくのにはどうしたらいいかというのは、本当にみんなで真剣に考えていかなければいけないことではないかなと思っております。以上です。

(会長) ありがとうございます。

(環境政策課長) 「クルポ」の関係のご意見、ありがとうございます。お年寄りへのPRは非常に難しくてですね、今我々もチラシやポスター等で広報しておりますが、そこをQRコードで主に広報しているものですから、なかなかお年寄りに届きにくいということで、今年、各市町を私どもで回りまして、各市や町が出している広報紙がございますが、そうしたアナログ媒体を用いて、クルポも含めた温暖化対策を積極的にPRしていただくようお願いをして回っております。もう幾つか既に掲載をしておりますけれども、そういった取組を進めまして、お年寄りの皆様にもよく使っていただけるように、これからも努力していきたいと考えております。

それから、景品につきましては、大変申し訳ございません。内情を申し上げますと、今100人に1人ぐらいの確率で景品を設定させていただいているところでありますが、今年、大変申し訳なかったのが、景品が各月の途中で底をついてしまいまして、月の後半は景品が当たらないという事態が生じておりましたが、来年はそういうことがないように、一年を通じて抽選を続けたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。以上でございます。

(会長) よろしいですか。

(委員) はい、ありがとうございます。

(委員) 「成果指標」の評価区分のご説明のところ、 「目標値以上」が幾つかあったと。

「目標値以上」を達成したものについては、目標の上方修正を考えていきたいというお話でよかったですでしょうか。

実は、これがちょっと気になりましたのは、白書の20ページの「県内の野生生物の絶滅種数」が、「0、0、0、0」で「目標値以上」ということなんですけど、なかなか野生生物が絶滅したとは年単位では言いにくい。レッドデータブックが公表されるときには、「もうこの地域で最後のものが絶滅したかな」と、すごく苦しげに言われることはあるけど、やっぱりこの白書で1年ずつ言うのは難しいので、せっかく目標を上方修正されるのであれば、「ランクがアップした」と。「アップした」というといいことのようにですが、実のところ絶滅危惧にどんどん近づいていっているということで、例えばレッドデ

ータブックの、昆虫の、蝶に関する評価の委員長の文章を読んでいますと、草原性の蝶類なんかはアップしたのがある。「絶滅の危機に、より近づいたものが格段に増えた」というようなことが書かれています。

ですので、もし目標を上方修正するというのを考えていらっしゃるのであれば、ランクがどのように変わったかというのも少しご検討いただければいいんじゃないかと思えます。

(自然保護課長) ご意見ありがとうございます。

まさにレッドデータブックの絶滅種のところにつきましては、おっしゃるとおりで、絶滅したかどうかというのはなかなか難しいところでありまして、逆に、環境が悪くなると絶滅するものというのは増えていくものですから、その部分をしっかり押さえるような形にして、あくまでも絶滅種数だけに視点を置くのではなく、今委員からいただいたご意見を踏まえて、もう少し幅広い視点で考えていきたいと思っております。

(会長) よろしいですか。

(委員) はい。

(会長) ほかにございますか。

(委員) 様々な基本計画で指標の策定に関わらせていただく機会が結構あるんですけども、そのときに、どういう指標を設けるのかというのが、かなり頭を悩まされています。つまり、活動した分だけきちんと成果が現れるような指標にしなければ活動が無駄になるし、それから指標のほう的重要であれば、指標に現れないような活動はそもそもやる必要のない活動だったりすることも多いものですから、成果が現われているかどうかを常にやる活動と連動させながら考える必要があるのですが、そういう目で見ると、この41ページのオの部分ですね。成果指標として「環境と調和した社会の基盤づくり」で「基準値以下」が2つ出ていて、活動指標のほうは、同じ項目だと「目標値以上」が3になっているというのは、これはどれだけ努力しても成果があらわれないような活動をしているということなのか、成果と全然関係のない間違った活動をしているということなのか。その辺はどのように把握しているんでしょうか。

(環境政策課長) ご意見ありがとうございます。

目標の設定の仕方については、私どもも大変頭を悩ませている問題でございまして、先生おっしゃるとおり、活動指標が高い成果を出しているのであれば、成果指標もそれに伴って上がっているはずなのでございますけれども、必ずしもこの関連性が取れているものと取れていないものがあるのが事実でございます。この指標については、いろんな社会情勢の変化がございまして、そういったことが生じれば、それを踏まえて目標自体を見直すということもやってございまして、もしそういった不具合があれば、ご指摘いただいて、検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

(委員) ぜひ、必要があれば協力させていただきたいと思えます。

(会長) ということで、どうでしょう。はい。

(廃棄物リサイクル課長) 先ほど委員のほうから、ごみの問題につきまして啓発していくことが重要だということがございましたので、啓発について県の考えを説明させていただければと思えます。

委員のほうから、掛川が全国一ごみが少ないということをおっしゃってございまして、特にプラスチックごみ、それから剪定枝、切った枝なんかですね。それから生ごみ、おむつと

いった分野をさらに減らしていこうと取組をしております。実際、市や町によっては、回収の仕組みを直すというのなかなか大変だと、時間がかかるとも伺っておりますので、県といたしましては、ほかの市町村の優良事例とか先進事例、こういったものを情報共有をして、まねをしていく。あるいは市や町の特性に合った内容で実施していただくことで、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。それから、大型商業施設なんかでも啓発を行ったり、学校へ出前授業で出かけて啓発を行うことで、意識を高く、次の世代の方、あるいは親子を対象に啓発に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

(会長) よろしいですか。

(委員) ありがとうございます。

(会長) これは報告事項ですので、ここでよろしいですかね。次へ移らせていただきます。

#### ・温泉部会審議結果

令和5年10月27日に諮問され、温泉部会で審議(12月5日)後、答申された、「温泉法に基づく土地掘削及び動力装置の許可申請」について、温泉部会長から審議結果が報告された後、質疑応答が行われた。

(会長) 続きまして、「温泉部会審議結果」について報告を求めます。それでは、温泉部会長、よろしくをお願いします。

(温泉部会長) よろしくお願いたします。昨年、令和5年12月5日に開催いたしました令和5年度第2回温泉部会の審議結果について、ご報告申し上げます。お手元の資料4、ページでいくと42ページです。「温泉部会審議結果(令和5年度第2回)」をご覧ください。

諮問事項であります、温泉法に基づく土地掘削の許可申請に係る第1号議案につきましては、審議の結果、「申請のとおり許可することが適当である」という結論をいただきまして、12月8日付けで知事へ答申いたしました。温泉部会の審議結果は以上でございます。報告は以上になります。

(会長) ありがとうございます。ご質問等があればお願いします。オンライン参加の方は、「挙手」ボタンを押していただければ順番に指名します。特にないようですので、これは報告を受けました。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定された議事は終わりましたが、ほかに何かございますか。特になければ、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございます。

午後3時29分閉会